

平成30年度 長岡市 1号認定 保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	階層の定義	保育料(円)	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0	0
B1	市民税非課税世帯および市民税所得割非課税世帯でひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0
B2	市民税非課税世帯および市民税所得割非課税世帯	2,500	2,500
C1	市民税所得割77,100円以下の世帯でひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	6,000	6,000
C2	市民税所得割	77,100円 以下の世帯	9,600
C3		211,200円 以下の世帯	13,400
C4		211,200円 を超える世帯	17,800

【ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

市民税所得割が77,100円以下(C1階層)の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。

77,100円を超える世帯(C3階層以上)については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【上記以外の世帯の場合】

市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯(B2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。

市民税所得割が77,100円以下(C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。

77,100円を超える世帯(C3階層以上)については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

注意事項

【共通】

- ・「市民税所得割」の額は入園児童の父母(内縁の同居者含む。)の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税も合算となる場合があります。
- ・途中で入退園した場合は、入退園した日から日割により保育料を計算します。
- ・保育料を算定する市民税は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の税額控除(調整控除は除く)を控除する前の税額で算定します。
- ・A、B1、B2階層の世帯は、病児・病後児保育ほかの利用料が減免になる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。

【1号】

- ・保育料以外に給食費や教材費、施設費等の上乗せ料金がかかる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。

【2・3号】

- ・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とします。
- ・3歳未満児の保育料には給食費を含みます。3歳以上児の保育料には給食費の副食費のみを含み、主食費(ご飯、パン、麺などにかかる経費)は園が別途徴収します。

平成30年度 長岡市 2号・3号認定 保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	階層の定義	保育料(円)				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B1	市民税非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0	0	
B2		それ以外	3,400	3,400	2,500	
C1	市民税均等割のみの世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,500	8,300	5,900	
C2		それ以外	9,300	9,100	6,800	
D1	市民税所得割	3,000円未満 の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	11,000	10,800	8,500
D2			それ以外	11,900	11,500	9,300
D3	市民税所得割	3,000円以上 23,400円未満 の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	13,500	13,100	10,000
D4			それ以外	14,800	14,500	11,000
D5	市民税所得割	23,400円以上 37,800円未満 の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	17,000	16,600	12,000
D6			それ以外	19,100	18,700	16,500
D7	市民税所得割	37,800円以上 51,000円未満 の世帯	※	23,300	23,000	20,800
D8			51,000円以上 78,600円未満 の世帯	27,600	27,100	23,300
D9			78,600円以上 101,400円未満 の世帯	31,400	30,900	25,000
D10			101,400円以上 123,300円未満 の世帯	35,200	34,700	26,300
D11			123,300円以上 168,300円未満 の世帯	36,900	36,200	27,200
D12			168,300円以上 214,900円未満 の世帯	38,600	37,900	28,000
D13			214,900円以上 255,100円未満 の世帯	40,300	39,600	28,900
D14			255,100円以上 351,400円未満 の世帯	42,000	41,000	29,700
D15			351,400円以上	43,700	42,400	30,600

【ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

この控除前の金額が77,101円未満または控除後の金額が31,501円未満の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。

上記のいずれにも該当しない世帯については、兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。)

【上記以外の世帯の場合】

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

この控除前の金額が57,700円未満または控除後の金額が12,100円未満の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。

また、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみの世帯(B2・C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。

上記のいずれにも該当しない世帯については、兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。)

※D7～D9階層について、市が定めた保育料が国の定める徴収基準額を超える場合、金額が変わる場合があります。対象者には市から別途ご連絡します。

**【参考】市民税額の確認方法（以下は長岡市の市民税決定通知書の様式です）**

＜特別徴収（給与天引）の場合＞ 市民税の決定・変更通知書  
※緑色横長の用紙で、事業所を通じて交付されます（5月～6月ころ）

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入		主たる給与以外の所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得金額①	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	税額控除前所得割額③	税額控除額④	市民税 所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前	税額控除額⑤	税額控除後	控除不足額⑧
給与所得																							
その他の所得計																							

市民税は、所得割額⑥又は均等割額⑦の欄をご覧ください。

※ただし、住宅借入金等特別控除等がある場合は、控除前の金額での判定となりますので、通知書の額とは一致しないことがあります。

扶養親族がいる場合は人数に応じた金額を⑥から控除します。

雑損		障・寡・勤		配偶者		扶養親族		控除不足額⑧	
医療費		配偶者特別		配偶者		本人該当区分			
社会保険料		基礎		基礎		本人該当区分			
小規模企業共済		基礎		基礎		本人該当区分			
生命保険料		所得控除		所得控除		本人該当区分			
地震保険料		所得控除		所得控除		本人該当区分			

＜普通徴収の場合＞  
市民税の決定・変更通知書  
※枠が青色で、キリトリ線の入った用紙です。左下に1～5の番号が付されています  
※自営業者・個人事業主などは、6月中旬以降、郵送等で送付されます。

通知書番号 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

更正理由等  
\_\_\_\_\_

所得金額 単位:円  
種類 \_\_\_\_\_

所得控除金額 単位:円  
種類 \_\_\_\_\_

合計所得金額  
繰越損失額  
総所得金額等

※公的年金等は雑所得に該当します。

控除対象項目

	配偶者		扶養人数			特別障害者		普通障害者		本人該当区分		配偶者合計所得
	一般	老人	特定	同居	老人	同居	同居	同居	同居	同居		

課税所得金額 単位:円  
種類 \_\_\_\_\_

市民税 単位:円  
種類 \_\_\_\_\_  
算出税額 \_\_\_\_\_

所得割 \_\_\_\_\_  
均等割 \_\_\_\_\_

県民税 単位:円  
種類 \_\_\_\_\_

市民税は、4枚目の所得割又は均等割の欄をご覧ください。  
※ただし、扶養親族がいる場合や住宅借入金等特別税額控除等がある場合は上記同様です。

均等割 \_\_\_\_\_

充当額 \_\_\_\_\_  
株式等還付 \_\_\_\_\_

**平成30年度 保育料のお知らせ**

長岡市では、子育て中の皆さまを経済的に応援するため、保護者の方にご負担いただく保育料を国が示す基準より3割程度軽減しています。今後とも、安心して子育てができるまちの実現に向けて保育の充実に努めますので、期限内の保育料の納入についてご協力をお願いします。

○保育料の納入について  
保育料の納付先及び納期限は以下のとおりです。  
【認可保育園を利用する場合】  
納付先：市  
期 限：毎月末日（月末日が土日祝日の場合は次の平日）（下表のとおり）

月別	納期限(口座振替日)	月別	納期限(口座振替日)
4月分	平成30年 5月 1日(火)	10月分	平成30年10月31日(水)
5月分	平成30年 5月31日(木)	11月分	平成30年11月30日(金)
6月分	平成30年 7月 2日(月)	12月分	平成30年12月28日(金)
7月分	平成30年 7月31日(火)	1月分	平成31年 1月31日(木)
8月分	平成30年 8月31日(金)	2月分	平成31年 2月28日(木)
9月分	平成30年10月 1日(月)	3月分	平成31年 4月 1日(月)

※残高不足による再振替はできませんので、振替日前に残高をご確認ください。  
※12月分の納期限(口座振替日)は月末日ではありませんので、ご注意ください。

【施設型幼稚園、認定こども園及び地域型保育施設を利用する場合】  
納付先：各施設  
期 限：各施設から指定された日

○保育料の決定基準について  
4月～8月分の保育料は平成29年度市民税（平成28年分）、9月～翌3月分は平成30年度市民税（平成29年分）の税額を基に決定します。  
9月分からの保育料については見直しを行い、金額又は階層が変更となる方にのみ「保育料変更決定通知書」を送付する予定です。  
なお、世帯状況や税額の変更があった場合は、随時、保育料の見直しを行います。

○在宅障害者（又は障害児）のいる世帯について  
障害者手帳をお持ちの方等（※）と同居されている場合で、保育料徴収基準額表の要件にあてはまる場合は保育料が軽減されます。（施設に入所している方は、在宅とみなしません。）  
審査に必要となりますので、直近の手帳等のコピー（該当者の氏名、階級、取得年月日が確認できる部分）を提出してください。原則として、提出のあった翌月から軽減が適用されます。  
※障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者が対象です。

○寡婦（夫）控除のみなし適用について  
未婚の（婚姻歴のない）ひとり親で、以下のすべてに該当する世帯は、減免申請をさせていただくことにより保育料が減額される場合があります。申請方法等の詳細については保育課へお問い合わせください。  
①生計を同じくする子ども（合計所得金額38万円以下）がいる  
②①の子どもが、他の人の配偶者控除、扶養控除となっていない  
③父の場合は、合計所得金額が500万円以下である  
なお、これは長岡市の保育料決定に限り、独自に寡婦（夫）控除のみなし適用するものであり、市民税や所得税、その他の利用者負担額等に影響するものではありません。

お問い合わせ先  
〒940-0084 長岡市幸町2-1-1 さいわいプラザ4階  
長岡市教育委員会 保育課入園窓口係  
電話：0258-39-2219